

II 質疑応答編

第1 税制上の措置

1 被災者に対する税制上の措置

問 被災した場合の税制上の措置にはどのようなものがありますか。

答

被災した場合の納税者に対する税制上の措置としては、次のものがあります。

(1) 申告、納付等の期限の延長

災害のやんだ日から2か月以内の範囲で、期日等を指定して、申告や納付等の期限が延長されます。

なお、この申告、納付等の期限延長の制度には、①国税庁長官が災害による被災地等について包括的に期限の延長を行う場合（地域指定）と、②地域指定を行わなかった地域の納税者からの申請に基づき、税務署長等が個別に期限の延長を指定するもの（個別指定）があります。

手続き：②については、納税地を所轄する税務署長に対し、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出します。

(2) 納税の猶予

災害などにより、財産に相当の損失を受けた場合、申請することによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

① 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税 …… 納期限から1年以内

② 所得税の予定納税や法人税・消費税の中間申告分 …… 確定申告書の提出期限まで

手続き：①、②とも納税地を所轄する税務署長に対し、災害のやんだ日から2か月以内に「納税の猶予申請書」及び「被災証明書」を提出します。

② 既に納期限の到来している国税で一時に納付することができないと認められる国税 … 1年以内

手続き：納税地を所轄する税務署長に対し、「納税の猶予申請書」、「担保提供書」及び「被災を明らかにする書類」を提出します（申請に対する期限がないので、いつでも提出できます。）。

(3) 租税の軽減免除等

災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合には、所得税法による雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減・免除を受けることができます。

手続き：納税地を所轄する税務署長に対し、確定申告期限までに「所得税の確定申告書」を提出します。

【関係法令等】通法11、46、通令3、所法72、災免法

2 災害の範囲

問 災害とは、どのようなものをいいますか。

答

災害とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 震災、風水害、火災
- ② 冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害
- ③ 鉱害、火薬類の爆発、その他の人為による異常な災害
- ④ 害虫、害獣その他の生物による異常な災害

【関係法令等】所法2①二十七、所令9、災免法1

3 申告期限の延長等

問 申告等の期限が延長されると、個人の納税者は具体的にどのような申告等の期限が延長されるのですか。

答

次のような期限が延長されます。

- (1) 所得税・消費税の申告(中間申告を含む。)及び納付期限
 - (2) 法定調書の提出期限
 - (3) 源泉所得税の納付期限
 - (4) 青色申告承認申請書の提出期限
 - (5) 更正の請求期限
- など

【関連法令等】通法11

4 災害のやんだ日

問 災害のやんだ日とは、いつをいつですか

答

災害のやんだ日とは、申請者に特別な事情のある場合を除いて、客観的にみて、個別指定等の申請者が、申告、納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日となるが、具体的には次によることとなります。

- (1) 災害により直接被災した場合には、災害が引き続き発生するおそれがなくなり、その復旧に着手できる状態になった日
- (2) 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日

【関係法令等】通法11

5 所得税法による雑損控除と災害減免法による減免措置の比較

問 所得税法における雑損控除と災害減免法における減免措置はどちらが有利ですか。

答

住宅や家財などの生活に通常必要な資産（生活用資産）について、震災、風水害、火災などの災害によって損害を受けたときは、雑損控除の対象となります。

また、住宅又は家財の価額の2分の1以上 の被害を受けた場合に、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方については、災害減免法に定める所得税の軽減免除の対象となります。

なお、雑損控除は、その年において控除しきれない雑損失の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できるのに対し、災害減免法に基づく減免にはそのような措置はなく、あくまで災害のあった年の所得税についてのみ、軽減・免除するものです。

確定申告の際には、どちらかが有利な方を選択することになりますが、所得税法における雑損控除と災害減免法における減免措置のいずれが有利になるかは、被災者の所得や保険金等による補てん額、損失額の多寡などによって、被災者ごとに異なります。

さらに、災害減免法適用に係る損失金額は、住宅又は家財の損失に限られるため、災害関連支出は含まれないことに注意する必要があります。

【関連法令等】所法72、災免法2、解説編1ページ

6 雜損控除か災害減免法か

問 住宅が全壊し、取壊し費用を130万円支出了しました。家財道具もすべて廃棄しました。住宅の損失と取壊し費用は雑損控除の対象となりますか。

また、災害減免法の適用を受けることができますか。

答

住宅の損失、災害関連支出である住宅の取壊し費用のほか、生活に通常必要な家財道具の損失についても雑損控除の対象となります。

災害減免法における損失金額は、住宅又は家財の損失に限られるため災害関連支出は含まれません。

災害減免法の適用の可否等については、I 解説編第1の1の表および問100を参照してください。

【関連法令等】所法72

第2 雜損控除（共通事項）

7 雜損控除の対象となる資産の範囲

問 雜損控除の対象となる資産とは、どのようなものをいうのですか。

答

雑損控除の対象となる資産は、居住者又はその者と生計を一にする一定の親族の有する生活に通常必要な資産です。

ただし、次に掲げる資産（生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産）は、この対象から除かれています。

- (1) 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるもの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産
- (2) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- (3) 生活の用に供する動産でその譲渡等による所得が非課税とされないもの
生活の用に供する動産でその譲渡等による所得が非課税とされないものとは、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品をいいます。
- (4) 棚卸資産
- (5) 事業の用に供する固定資産^(注)
- (6) 繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分
- (7) 山林

(注) 不動産所得を生ずべき「事業」とはいえない「業務」の用に供される貸付不動産について、災害による損失が生じた場合には、その損失額は雑損控除の対象となります。その損失額のすべてを不動産所得の金額の計算上の必要経費に算入しているときは、これを認めることとされています。

したがって、事業以外の業務の用に供される資産の損失については、

- ① 雜損控除額の計算の基礎となる損失の金額は時価で計算した金額であること
- ② 雜損控除額の計算上、所得金額の合計額の10%相当額などの足切りがあること
- ③ 必要経費に算入される損失の金額は不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度とすることなどを考慮し、納税者の有利な方を選択することができます。

なお、業務用資産の資産本体の損失金額を不動産所得の金額の計算上必要経費に算入している場合には、原状回復費用（資本的支出部分を除く。）も必要経費に算入することになり、反対に、貸家に係る損失について雑損控除の適用を受けている場合には、災害関連支出の金額も含めたところで雑損控除の対象となることから、その後に支出する貸家に係る修繕費の金額について不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。

また、雑損控除の適用を受ける場合は、住宅について、損失額の合理的な算定方式による計算が認められることから、住宅用に貸し付けられている貸家の損失額については損失額の合理的な算定方式により計算して差し支えありません（関連問44）。

【関連法令等】所法51①③、70③、72①、所令25、140、178①一、二、三、所基通72-1

8 雜損控除の対象となる資産（現金及び株券）

問 災害に伴う出火により現金及び株券が焼失しましたが、これらの損失は雑損控除の対象となりますか。

答

雑損控除の対象となる資産には、生活に通常必要でない資産や事業用資産は除かれています。

給与所得者等の所有する現金や株券は、これらの資産に該当しないため、雑損控除の対象となる資産に該当します。

ただし、株券については商法230条（株券喪失登録の申請）の手続きをとることによって再発行の請求をすることができることから、災害による実損が生じないこととなるので、雑損控除を適用することはできません。

【関連法令等】商法230

9 雜損控除の対象となる資産（ピアノ、家庭用パソコン等）

問 次の資産が災害により流失したり破損して使用不能となりました。雑損控除の対象となりますか。

- ① ピアノ
- ② 百科事典
- ③ マウンテンバイク
- ④ 家庭用パソコン

答

生活に通常必要でない資産や事業資産は雑損控除の対象となる資産から除かれています。

したがって、一般的な家庭で保有する①②③④については雑損控除の対象となります。

【関連法令等】所法72

10 親族が居住する住宅の損失

問 現在、都会で働いている子供と生計を一にする田舎の父母が居住の用に供する住宅について被害を受けましたが、この損失について、子供に係る雑損控除として適用を受けることができますか。

答

雑損控除の対象となる資産とは、自己又は自己と生計を一にする一定の親族が所有する資産も含まれます。

したがって、生計を一にする田舎の父母が居住の用に供する住宅について被害を受けた場合は、この損失について、子供の雑損控除としての適用があります。

【関係法令等】所法72

11 車両の損失

問 災害による車両の損失は、雑損控除の対象となりますか。

答

災害による車両の損失が、雑損控除の対象となるかどうかは、その使用状況等により判断することになりますが、一般的には通勤等に使用する車両など生活に通常必要なものと認められる車両については、雑損控除の対象となります。

なお、車両を事業の用に供しており、按分計算等により減価償却費の一部を事業所得の必要経費に算入している場合には、事業用部分に係る損失の金額は、雑損控除の対象となりません（簿価を基として計算した損失の金額が事業所得の必要経費に算入されます。）。

イ 自家用車は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、①自己又は扶養親族等が、専ら通勤に使用していること、②交通事情等からして、他の交通機関の代替ができないなど、車の使用が生活に不可欠であることなどにより、総合的に判断することとされています。このことから、例えば、高級外国車などの奢侈品や、趣味、娯楽のために所有するスポーツカーやレジャーカーなどは対象なりません。

なお、一般的に、自家用車については、損害保険に加入している例が多いことから、損失額の計算に当たっては、保険金等で補てんされる金額を差し引くことに留意してください。

ロ 水害等により車両を修理した場合の修理代について、災害関連支出となるものはその原状回復に要した費用のうち、車両本体の損失に相当する金額を除く部分に限られます。

【関連法令等】 所法 51、72

12 別荘の被災による損失

問 災害により別荘が損壊しましたが、税法上の救済措置はありますか。

答

別荘のように、生活に通常必要でない資産が災害により被害を受けた場合には、雑損控除や災害減免法の適用はありません。

ただし、これらの資産の損失額は、その損失を受けた日の属する年分又は翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除することができます。

【関連法令等】所法 62、72、所令 178

○ 棚卸資産・事業用固定資産を除く資産に係る損失について

| 資産区分 | | | 具体例等 | 雑損控除 ^{*1} |
|-----------|-----------------------------|------------|---------------------------|--|
| 不動産 | 居住用その他 | | 居住用土地、建物、空家 | 可 |
| | 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産 | | リゾートマンション、別荘等 所令 178①二 | 不可 ^{*2} |
| 動産 | 生活の用に供する動産 | 生活に通常必要な動産 | 生活用動産 | 家具、什器、衣服、一個 30 万円以下の貴金属、美術品等 所法 9①九、所令 25 |
| | | | その他 | 一個 30 万円超の貴金属、美術品等 所令 25、178①三 |
| | 生活に通常必要でない動産 | | | 主にレジャー用の車、金地金等 所令 178①三 |
| 生活の用以外の動産 | 競走馬、その他射こう的行為の手段となる動産 | | 競走馬等 所令 178①一 | 不可 ^{*2} |

*1 業務用資産（事業用を除く）に係る資産損失は、所得税法第 51 条第 4 項の規定の適用がある。

*2 災害等による損失は、その年分又は翌年分の総合課税の譲渡所得の金額から控除できる（所法 62）が、土地建物等や株式等の分離課税の譲渡所得からは控除できない。

13 店舗併用住宅の損失

問 店舗併用住宅（1階店舗・2階住宅）が、災害により倒壊しました。この場合、建物全体を雑損控除の対象としてよいでしょうか。

答

住宅部分に係る損失については、雑損控除の対象となります。店舗部分に係る損失については、雑損控除の対象となりません。

事業の用に供する資産は、雑損控除の対象となる資産から除かれていることから、1階の店舗部分に係る損失は、雑損控除の対象とならず、事業所得の金額の計算上必要経費に算入します。

【関係法令等】所法 51①、72①

14 雜損控除の対象となる資産（住宅用土地）

問 住宅用土地は、雑損控除の対象となる資産に該当しますか。

答

住宅用土地は、生活に通常必要な資産に該当することから、雑損控除の対象となります。

なお、土地は、災害減免法に規定する住宅に該当しません。

【関係法令等】所法 72、災免法 2

15 災害による土地の評価損失

問 災害により土地自体に被害はなかったのですが、災害後、付近に活断層が走っていることが判明し、土地の時価が大きく下落しました。この場合の時価の下落による評価損は、雑損控除の対象となりますか。

答

雑損控除の対象とはなりません。

災害により、土地の時価が下落したとしても、その損失は土地の評価損失にすぎず、災害により被害を受けて生じた損失には該当しません。

雑損控除の対象となる損失は、災害により被害を受けて生じた損失に限定されます。

【関係法令等】所法 72

16 適用対象者（同一世帯に納税義務者が2人以上いる場合）

問 同一世帯に納税義務者が2人以上いる場合、雑損控除は誰から控除すべきですか。

答

同一世帯内に、損害を受けた資産を有する親族と生計を一にする納税者が2人以上いる場合には、その親族はこれらの納税者のうちいずれか1人の納税者の親族のみに該当するものとされ、その親族がいずれの納税者の親族に該当するかは、次によることとされています。

(1) その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合

その親族を自己の控除対象配偶者又は扶養親族としている納税者の親族とする。

(2) その親族が控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない場合

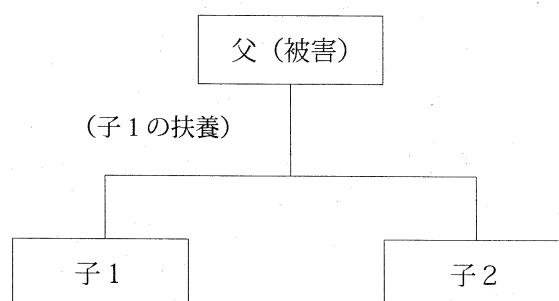
① その親族が配偶者に該当する場合 その夫又は妻の親族とする。

② その親族が配偶者以外の親族に該当する場合 総所得金額、分離課税の土地等の譲渡所得の金額（特別控除前）、申告分離課税の株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の先物取引の雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きい居住者の親族とする。

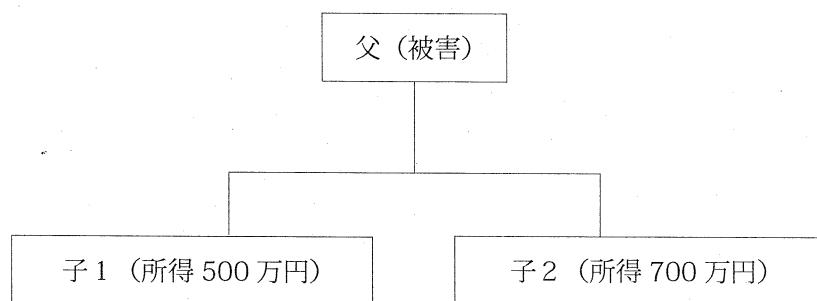
【関係法令等】所法72①、所令205①②

例

(1) のケース …… 子1の親族に該当する



(2) ②のケース …… 子2の親族に該当する



17 適用対象者（父名義の田の修復費用）

問 農家です。田が地割れしましたが、田は私の扶養親族となっている父名義ですが、災害損失の取扱いはどのようにになりますか。

答

納税者と生計を一にする扶養親族である父名義の田が災害により地割れし、その修復のために支出した費用がある場合は、資産損失として必要経費に算入される金額を除き、残りの金額が農業所得の金額の計算上の必要経費に算入されます。

【関連法令等】法 51 ①、所基通 56 - 1

18 適用対象者（父名義の作業所、農機具）

問 農業年金受給のため、長男に農業経営を移譲しました（名義未変更）。このたびの地震で作業所が全壊し、中に格納していた農機具が大破しました。これらの損失を長男の農業所得計算に計上できますか。

答

被災時の農業の事業主が長男であると認められますので、長男の農業所得の金額の計算上、必要経費に算入されます。

【関連法令等】法 51 ①、所基通 56 - 1、12 - 5

19 適用対象者（非居住者）

問 雜損控除は、非居住者にも適用されますか。

答

非居住者には、原則として雑損控除は適用されません。

ただし、総合課税の対象となる国内源泉所得を有する非居住者については、国内にある資産について生じた損失についてのみ雑損控除が適用されます。

【関係法令等】所法 165、所令 292 ①十五

20 災害関連支出の意義

問 災害関連支出の金額とはどのようなものですか。

答

災害関連支出とは、次のようなものをいいます。

- (1) 災害後おおむね 1 年以内の被災資産の取壊し又は除去のための支出
- (2) 被災資産が使用できるようにするために災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに支出した次のもの
 - ① 土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ② 原状回復のための支出
 - ③ 損壊防止のための支出
- (3) 被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出
- (4) 盜難又は横領による損失に係る資産の原状回復の支出等

【関係法令等】所令 206 ①、所基通 70 - 6

21 災害関連支出（修繕費の区分）

問 災害により住宅の一部が損害を受けたので修繕を行いましたが、当該修繕費について資本的支出に当たる金額を明らかにできない場合の取扱いはどうなりますか。

答

- 1 災害等により損壊した資産について支出する金額のうち、次に掲げる金額は原状回復のための金額には該当せず、資本的支出として、その資産の取得価額に加算されます。
 - (1) その支出により、当該資産の取得の時において当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
 - (2) その支出により、当該資産の取得の時において当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時における当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額
- 2 災害等により損壊した資産について支出した金額で、その金額のうち上記の資本的支出に該当する部分の金額を控除することが困難なものについては、その金額の 30 % に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70 % に相当する額）を資本的支出の部分の額とすることができます。（注）上記により計算された原状回復のための支出の額であっても、令第 206 条第 1 項第 2 号口かつての規定により、法第 72 条第 1 項に規定する損失の金額に含まれないものがあることに留意してください。

【関連法令等】所法 72、所令 181、所基通 72 - 3

22 災害関連支出（庭の池の地割れ…ニシキゴイの死）

問 庭の池が地割れし、10万円のニシキゴイが死にました。池の復元費用を50万円支払いました。雑損控除は適用されますか。

答

観賞用のニシキゴイは、生活に通常必要な資産とは認められないため、雑損控除の対象になりません。

また、自宅の池の修復費用を災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出した場合には、明らかに資本的支出に相当する部分の金額を除き、雑損控除の対象となる災害関連支出となります。（池本体の損失額を除く。）。

なお、資本的支出額と原状回復費用との区分が困難な場合には、支出した金額の30%相当額を原状回復費用とし、残りの70%相当額を資本的支出とすることができます。

【関連法令等】所法62、72、所令206①二口、所基通72-6

23 災害関連支出（住宅の修繕費用1）

問 災害により住宅の一部と住宅前の消雪パイプが被害を受けたので修繕を行いました。当該修繕費について、雑損控除の対象となりますか。

答

災害により、被害を受けた住宅等の修繕（屋根瓦の一部葺き替え、壁の塗り替え等）のための費用は、被災直前よりその資産の価値を高め、その耐久性を増すこととなるなど、明らかに資本的支出と認められる部分を除き、雑損控除の対象となる災害関連支出として取り扱うこととなります。

なお、原状回復部分と資本的支出部分との区分が困難な部分がある場合、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残りの額を資本的支出の部分の額とすることができます。

（注）「明らかに資本的支出と認められる部分」とは、例えば、住宅等の材質をより強度なものに取り替えたり、実質的に増改築を行ったと認められるような場合をいいます。

【関係法令等】所令206、所基通70-6、72-3、72-6

計算例

被災直前の時価 : 100 (A)

被災直後の時価 : 60 (B)

雑損控除の対象となる損失額 $100 (A) - 60 (B) = \underline{40}$

建物の復旧について支出した費用

(原状回復部分と資本的支出部分との区分困難) : 300 (C)

原状回復のための支出の部分 $300 (C) \times 30\% = 90$

資本的支出のための部分 $300 (C) \times 70\% = 210$

雑損控除の対象となる損失額 : 90

| 被災直前の時価 (100) | |
|---------------|--------------|
| 被災直後の時価 (60) | |
| | 90 (30%) |
| | 210 (70%) |

灾害関連支出 (50)

24 災害関連支出（住宅の修繕費用 2）

問 このたびの地震で屋根の瓦が半分ほど破損しました。瓦屋根は重いため揺れて柱や壁等の破損も大きくなりましたので、今後の余震や降雪等に備え屋根を全部トタン葺きとしました。良質のものにしたわけではありませんので、全額を雑損控除の対象とできますか。

答

屋根の瓦が損壊した部分について、同質の瓦に取り替えた場合には、特に屋根の材質が従前のものより強度なものに取り替えたわけではないため、その全額を原状回復費用としてよいが、半分壊れた瓦を壊れていない瓦も含めて全部を取り替え、新たにトタン葺きとした場合には、資本的支出相当額があると考えられることから、資本的支出と認められる部分の金額を除いて、雑損控除の対象となります。

なお、資本的支出額と原状回復費用との区分が困難な場合には、支出した金額の30%相当額を原状回復費用とし、残りの70%相当額を資本的支出とすることができます。

【関連法令等】所基通 72-3

25 災害関連支出（住宅の修繕費用 3）

問 壁がひび割れ、柱にゆがみが生じていますが、確定申告期限まで修復することはできません。この場合、損失額をどのように算定すればよいでしょうか。

答

壁にひびが入ったり、柱にゆがみが生じたり、屋根が一部崩れた場合には、住宅の一部が損壊したものとして、本体の損失額を算定することになります。

また、住宅の一部の損壊に対して、修復するための費用を支出した場合には、災害関連支出として、住宅本体の損失額を除き、損失額に加算することになります。

なお、当該住宅本体の損失額が分からぬ場合には、原状回復費用（資本的支出を除く）をもって、住宅本体の損失額として差し支えありません。

しかし、本問の場合には、その支出はまだ行われていないということですので、住宅本体の損失額は、合理的算定方式により計算することになります。つまり、取得価額が分かる場合には取得価額に基づき、取得価額が分からぬ場合には1m²当たりの地域別・構造別工事費用表に基づいて被災直前の時価相当額を算定し、ここに、一部破損の被害割合である5%を乗じて計算することになります。